

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

337,000,000円……（1）（債務負担行為額 337,070,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	66,860,000円
2020年度	67,537,000円
2021年度	67,537,000円
2022年度	67,529,000円
2023年度	67,537,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

4 選定理由

鳥取県立武道館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、武道の振興のみならず、障がい者スポーツの普及やスポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
田口 勝儀	鳥取県柔道連盟理事
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理(施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定(開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 武道教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
基準1(施設の平等利用)	適/不適	適
基準2(施設の効用発揮)	65	37.6
基準3(経費の効率化)	20	8.6
基準4(管理の安定性)	36	21.2
基準5(その他)	4	0
合 計	125	67.4
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1 <施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること>

- ・現指定管理者として、コストを削減しつつ、来場者の安全・安心な空間の提供を進めてきた。
- ・武道の振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため、県民に武道と健康づくりを提供し、笑顔で活力ある生活を送ることができるよう支援したいと考えていることがうかがえる。

○選定基準2 <施設の効用を最大限に発揮させるものであること>

- ・①外国人観光客を受け入れ、スポーツツーリズムを行う。
- ・②eスポーツの大会の誘致や開催を研究する。
- ・③職員が館外に出て営業活動を行うことで広報活動を拡大する。
- ・④インターネットを活用し、施設間での情報共有等を行うことで施設の安全対策の向上等に役立てる。
- ・⑤外部委託業者と協働して研修等を実施し、施設全体の資質向上を図る。といったサービスの向上等に積極的である。

○選定基準3 <管理に係る経費の効率化が図られるものであること>

- ・一部の利用料金を安くして、利用者の新規獲得を目指すことは評価できる。

○選定基準4 <管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること>

- ・財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・人員配置等については、仕様書に記載される要件の他に、体育施設管理士やスポーツ指導の資格などを有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を生かした教室の開催や、施設の管理運営を効率的に行っている。
- ・「安全性・公共性」、「快適性・利便性」及び「専門性・特殊性」に関する研修を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいる。

○その他

- ・公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・計画が多すぎるように見受けられる。取組を少し絞って、確実に達成できる目標を具体的に提案するとよいと考える。
- ・前向きな姿勢がみられたが、計画の実現に向けた具体的な取組を説明してほしかった。
- ・武道人口の底辺の拡大を図ることで施設の利用者向上につながるとともに、競技力の向上にもつながる。外に向けたアピールや取組内容の情報発信を積極的に取り組んでほしい。
- ・施設に敷居の高さや入館のしづらさを感じさせているのではないか。体育館のような汎用性は低いが、多目的に施設を活用してもらおう仕掛けが必要。
- ・同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：午前9時から午後10時まで
- 休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

- 利用料金：概ね現行どおり（一部変更あり（一部の使用料の値下げ等））
- 減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設には、柔道、弓道、器械体操、アーチェリー等の競技を専門とする職員が在籍し、専門知識を生かした施設管理や、武道・スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。
- ・武道の普及振興に向け、各種競技団体と連携し、武道合同体験会を開催することで、武道に触れるきっかけづくりを提供する。
（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・銃剣道・相撲・少林寺拳法・太極拳）
- ・手頃に武道・スポーツを楽しむことができる教室を実施する。
（1課程（10回開催）3,000円など）
- ・武道体験プログラムを実施し、外国人観光客に日本文化の武道に触れる機会を提供する。
- ・武道で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室を新たに開催する。

(4) 利用促進のための取組

- ・武道のみならず、スポーツの普及に向けて、運動習慣定着と健康増進などを図るための高齢者を対象にしたゆったり運動、主婦層を対象にしたストレッチトレーニング、幼児を対象にしたのびのび幼児運動を実施する。
- ・営利を目的（入場料等を徴収）とする利用の場合、利用料金が高額で利用実績が得られないことから、当該区分の利用料金を大幅に値下げし、利用促進を図ることとする。
- ・武道に関する情報コーナーやキッズコーナーを新設するとともに、作品展示ができるギャラリーを提供する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、月1回館が発行する広報誌に掲載し、ご意見等に見える化する。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者も一緒に参加できるイベントの実施や大会誘致を促進する。

(5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・計画的な修繕を実施するとともに、ケガや事故を防止するため日常の補修・交換を職員で行う。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。